

暴力団排除条項及び表明・確約書の適法性

第1 暴力団排除条項について

1 暴力団排除条項の定義

暴力団排除条項とは、経済取引の社会から、暴力団等反社会的勢力を排除するため、個人事業者や企業、行政機関等が取引相手と法律関係を規定する文書をいう。

具体的には、契約書、規約、取引約款等の中に、暴力団とは契約しないこと、又は取引後、相手方が暴力団等と判明したときは、契約を解除できることを規定した文書をいう。

2 暴力団排除条項の適法性

(1) 東京第一弁護士会 故 猪狩俊郎弁護士

暴力団員である自由は、一見、憲法の思想・良心・結社の自由の範疇にあるように見えるが、社会に大きな害悪をもたらす暴力団、暴力団員には法的に保護する価値が無い。

(2) 中央大学法学部長 橋本基弘教授

① 憲法21条 結社の自由との暴力団の関係

- ・ 暴力団を形成する自由、暴力団に加入する自由は、憲法上保障されていない。

② 憲法14条 法の下での平等と暴力団との関係

- ・ 暴力団、暴力団員という身分は、社会的身分ではない。
- ・ 市民生活確保の観点から、暴力団の狙い撃ちは、合理的理由がある。

(3) 判例

【事案】

暴力団員が市営住宅に入居後、条例が改正され、退去を要求された事案

【争点】

立ち退き条例は、社会的身分や地位に関する差別であり、憲法14条に違反する。

【判決（広島高裁21，5，29＝最高裁上告棄却）】

暴力団構成員という地位は、社会的身分とは言えず、暴力団のもたらす社会的害悪を考慮すると、構成員であるとして不利益に扱うことは合理的で許され、憲法違反ではない。

- 3 暴力団排除条項の機能
 - 暴力団等の参入を抑制する機能
 - 暴力団排除意思の表示機能
 - コンプライアンス宣言機能
 - 現場担当者の実践的な対応機能
 - 裁判規範としての機能

第2 表明・確約書について

1 表明・確約書の定義

表明・確約書とは、契約するに際し、締結前に、相手方から「自分は暴力団等反社会的勢力でないこと」、「反社会的勢力に類する行為をしないこと」等を項目ごとに表明させ、これに違背した場合や虚偽の申告をした場合には、「無催告で解約に応じること」、「解約によって生じた損害を自分の責任とすること」などを確約させる文書をいう。

2 表明・確約書の効果

表明・確約書の作成によって、契約締結前の段階で排除することができ、かつ、契約締結後に違背行為が判明した場合の詐欺罪の適用を容易にするとともに、契約解除の理由として用いるなど、刑事、民事に有効活用ができる。

3 表明・確約書に関する裁判例（札幌地裁 平成22年3月7日判決）

【暴力団排除条項及び表明・確約を導入した賃貸契約書に関する判決】

判決では、「虚偽の事実を入居申込み書の記載事項としたり、受付時に口頭で確認し、「暴力団でない」と答えればそれが欺罔行為となりうる。」としている。

但し、「契約書の条項を具体的に説明されて、「分かりました」と答えた場合であればとにかく、単に署名しただけでそうした挙動があったと認めるには躊躇を感じる。」とした。

この判決からは、暴力団構成員であることを秘して署名した点について「挙動による欺罔行為」の主張が退けられて認定されず、この部分の詐欺罪の成立が否定された。

4 表明・確約書に関する検挙事例（茨城県警察 平成22年8月17日逮捕）

【金融機関からの通帳詐欺事件】

表明・確約書の質問項目ごとに、「はい・いいえ」の不動文字が記載されている書面に、不動文字を本人が○で囲む形式の表明・確約書に虚偽があった

事実を証拠に、金融機関から通帳を騙し取ったとして暴力団山口組幹部が茨城県警察に逮捕された。

5 表明・確約書作成上のポイント

表明・確約書は、作成者が作成者の自由意思の下、作成者の権限、責任において、内容を理解の上、作成・表示し、かつ自らが署名、押印した文書である。

上記判例や検挙事例から、表明・確約書は署名押印だけでは不十分で、筆数項目に該当しないことを相手方自身の行為（挙動）によって記録に残すことがポイントとなる。

6 表明・確約書の「偽造又は虚偽」記載に対する法的制裁

表明・確約書を受領後、当該文書の内容が「偽造又は虚偽」の記載であることが判明した場合は、表明・確約条項違反となり、民事的には、契約の解除や、相手方への損害賠償請求ができる他、刑事的には「詐欺」等の違反に発展する可能性がある。